

# 兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画



令和5年4月  
兵庫労働局

## <目次>

|  |    |
|--|----|
| はじめに .....                               | 3  |
| 1 計画のねらい.....                            | 3  |
| (1) 計画が目指す社会.....                        | 3  |
| (2) 計画期間.....                            | 4  |
| (3) 計画の目標.....                           | 4  |
| ア アウトプット指標.....                          | 4  |
| イ アウトカム指標 .....                          | 6  |
| (4) 計画の評価と見直し .....                      | 7  |
| 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性 .....               | 8  |
| (1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性 .....               | 8  |
| (2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性 .....               | 9  |
| ア 死傷災害の発生状況 .....                        | 9  |
| イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性.....                | 11 |
| (3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性.....              | 14 |
| ア メンタルヘルス対策関連.....                       | 14 |
| イ 過重労働防止対策関係 .....                       | 14 |
| ウ 産業保健活動関係.....                          | 15 |
| (4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性.....          | 15 |
| (5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性 ..... | 16 |
| 3 計画の重点事項.....                           | 17 |
| 4. 重点事項ごとの具体的取組 .....                    | 17 |
| 別紙1 .....                                | 18 |

## はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、兵庫県内における近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は平成29年以後増減を繰り返す状況で、その水準は低いとはいえず、また、労働災害による休業4日以上之死傷者の数（以下「死傷者数」という。）に至っては、ここ数年増加傾向にある。また、60歳以上の高年齢労働者の労働災害件数が増加しているほか、中小事業場における労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

さらに、第13次労働災害防止計画期間（2018年度～2022年度）を経て、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となってきた。

さらに、兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（以下「兵庫13次防」という。）期間中（2018年度～2022年度）を経て、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となってきた。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」を、ここに策定する。

## 1 計画のねらい

### （1）計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえて、労働者の理解・協力を

得ながら、プライバシー等への配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR（バーチャル・リアリティ）やAIなども活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることはもとより、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

（参考）SDGs（持続可能な開発目標）8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment.（移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。）

## （2）計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

## （3）計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

### ア アウトプット指標

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。国は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

#### （ア）労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ① 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ② 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ③ 介護・看護作業において、ノーリフトケア（人力による抱え上げは行わせない介護・看護）を導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

### (イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ① 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。
- ② 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ③ 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- ④ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207号第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ① 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ② 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ③ メンタルヘルス対策(使用する労働者数50人以上)に取り組む事業場の割合を2027年までに100%を目指す。
- ④ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ⑤ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする

## (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ① 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。
- ② 法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ③ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

## イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の確認と評価を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかどうかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検討する。

### (ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ① 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ② 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。
- ③ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに労働者全体の平均以下とする。

## (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ① 陸上貨物運送事業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。
- ② 建設業における死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。
- ③ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。
- ④ 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。

## (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ① 週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5 %以下とする。
- ② 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。

## (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ① 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、5 %以上減少させる。
- ② 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率<sup>\*</sup>を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022 年と比較して、2027 年において 15%以上減少させる。
- ・死傷災害については、2021 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

## (4) 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じ、計画を見直す。

計画の実施状況の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、ア

アウトプット指標として定める事業者の取組がどの程度アウトカム指標の達成に寄与しているかなどの評価も行うこととする。

なお、計画の見直し等を含め、必要に応じて兵庫地方労働審議会労働災害防止部会に報告する。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### (1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

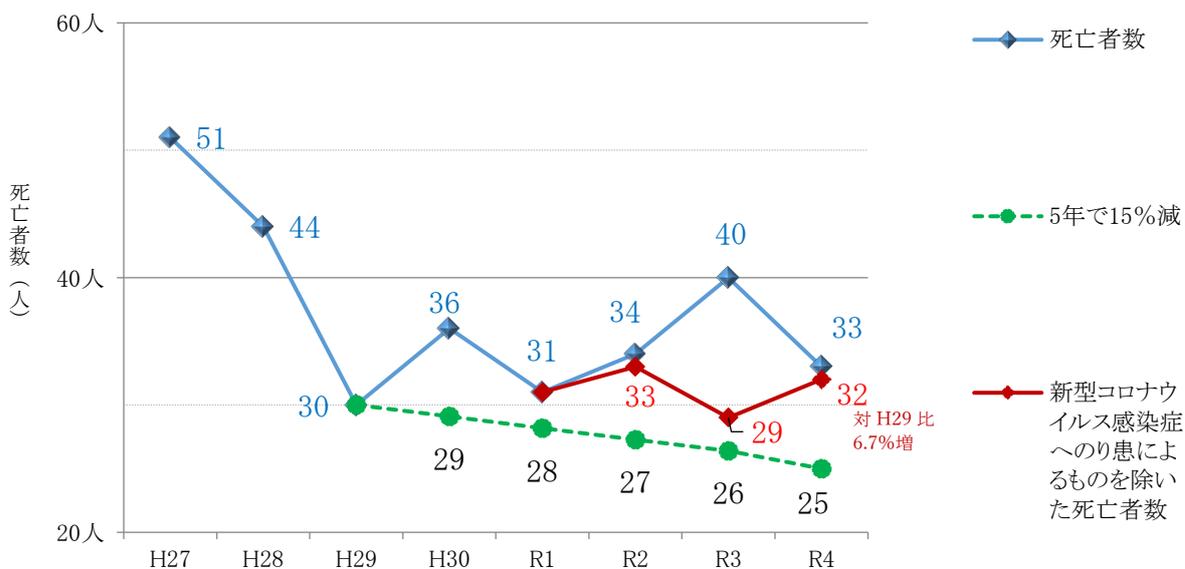
兵庫県内における死亡災害については、平成29年に40人を切った後は、増減を繰り返す状況にある。令和3年の死亡者数は、40人であるが、新型コロナウイルス感染症のり患（以下「コロナ」という。）による影響を除けば、29人で過去最少となった。

業種別では、建設業が8人と最も多く、次いで製造業が7人（コロナ除く）、陸上貨物運送事業が5人となっている。事故の型別に見ると、建設業においては高所からの「墜落・転落」が5人と最も多く、製造業においては、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が3人と最も多い。

兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画の重点対象となっていた林業については、令和3年の死亡者数は0人であり、伐木作業等における「激突され」災害は発生していない。

このように、建設業や製造業では、業務内容に起因する特有の災害が多くの割合を占めており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

【兵庫】全産業における死亡者数(死亡災害報告)



資料出所 労働者死傷病報告(確定)

【兵庫】業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和3年）

|              | 墜落・転落 | 転倒 | 激突 | 飛来・落下 | 崩壊・倒壊 | 激突され | はさまれ・巻き込まれ | 切れ・こすれ | 踏み抜き | おぼれ | 高温・低温の物との接触 | 有害物等との接触 | 感電 | 痙攣 | 破裂 | 火災 | 交通事故（道路） | 交通事故（その他） | 動作の反動・無理な動作 | その他 | 分類不能 | 合計 |
|--------------|-------|----|----|-------|-------|------|------------|--------|------|-----|-------------|----------|----|----|----|----|----------|-----------|-------------|-----|------|----|
| 全産業          | 7     | 2  | 0  | 2     | 1     | 2    | 9          | 0      | 0    | 0   | 1           | 1        | 0  | 0  | 0  | 0  | 4        | 0         | 0           | 11  | 0    | 40 |
| 製造業          | 0     | 0  | 0  | 1     | 0     | 1    | 3          | 0      | 0    | 0   | 0           | 1        | 0  | 0  | 0  | 0  | 1        | 0         | 0           | 1   | 0    | 8  |
| 建設業          | 5     | 0  | 0  | 0     | 1     | 0    | 1          | 0      | 0    | 0   | 1           | 0        | 0  | 0  | 0  | 0  | 0        | 0         | 0           | 0   | 0    | 8  |
| 陸上貨物<br>運送事業 | 0     | 1  | 0  | 1     | 0     | 0    | 2          | 0      | 0    | 0   | 0           | 0        | 0  | 0  | 0  | 0  | 1        | 0         | 0           | 0   | 0    | 5  |
| 林業           | 0     | 0  | 0  | 0     | 0     | 0    | 0          | 0      | 0    | 0   | 0           | 0        | 0  | 0  | 0  | 0  | 0        | 0         | 0           | 0   | 0    | 0  |

資料出所 労働者死傷病報告（確定）

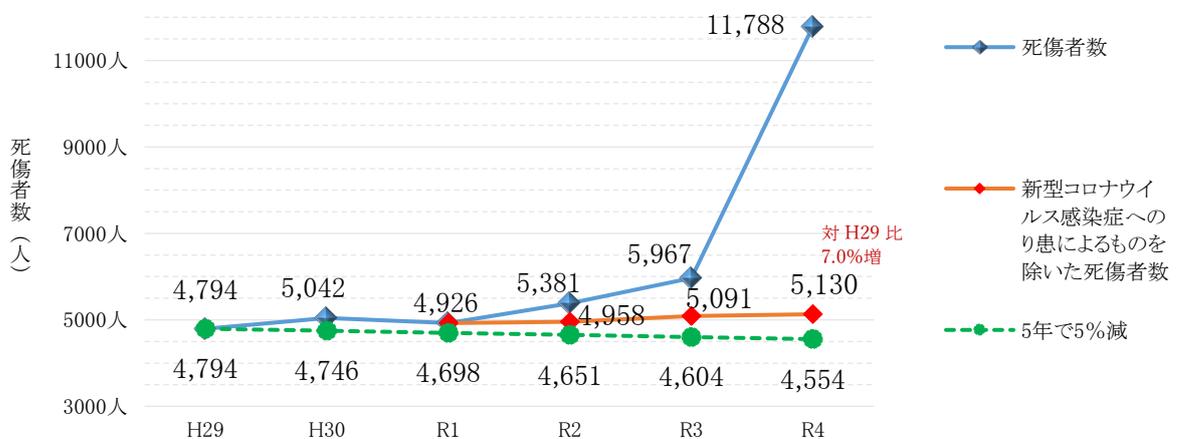
## （2）死傷災害の発生状況と対策の方向性

### ア 死傷災害の発生状況

死傷災害については、兵庫 13 次防期間中、令和元年は減少したものの、令和 2 年及び 3 年については、コロナによる影響もあるが、それを除いたとしても、死傷者数は増加傾向にある。その内訳を見ると、令和 3 年の事故の型別では、「転倒」（27%）、「動作の反動、無理な動作」（15%）が労働災害全体の 4 割超（42%）を占めている。業種別には、第三次産業が 5 割以上を占めており、その内訳を見ると、事故の型別は、「転倒」（37%）や「動作の反動・無理な動作」（19%）と労働者の作業行動に起因する労働災害が 5 割超を占めている。

さらに、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。

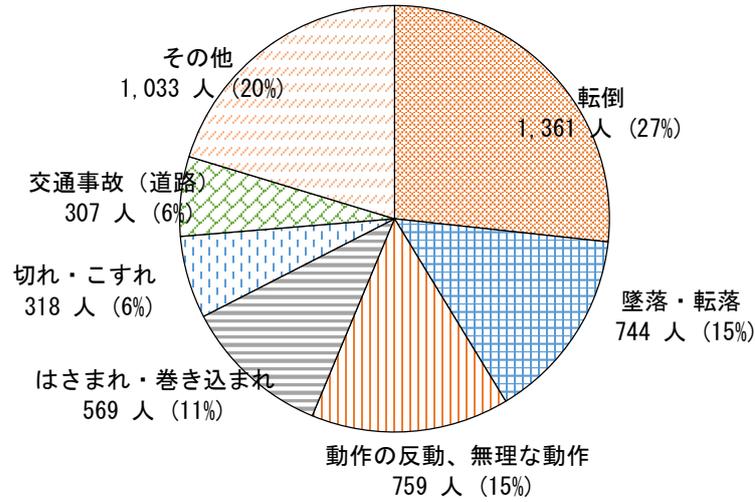
【兵庫】全産業における休業4日以上の死傷者数



資料出所 労働者死傷病報告（確定）

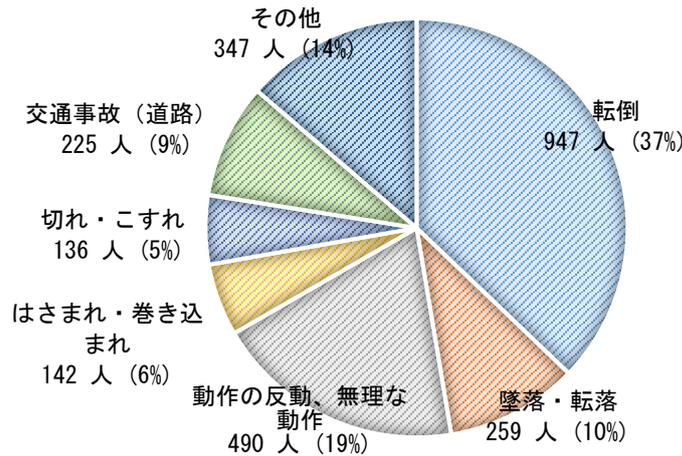
これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

【兵庫】令和3年全産業における休業4日以上死傷者数（事故の型別）（コロナ除く）



資料出所 労働者死傷病報告（確定）

【兵庫】令和3年第三次産業における休業4日以上死傷者数（事故の型別）（コロナ除く）



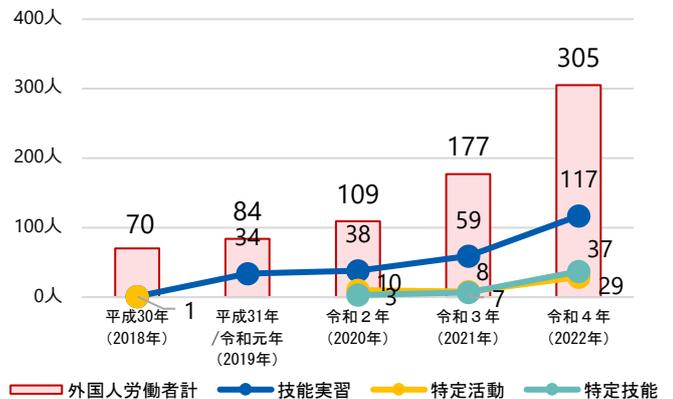
資料出所 労働者死傷病報告（確定）

【兵庫】外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



資料出所 「外国人雇用状況」の届出（令和4年10月末現在）

【兵庫】外国人労働者の死傷者数の推移



資料出所 労働者死傷病報告（確定）

## イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

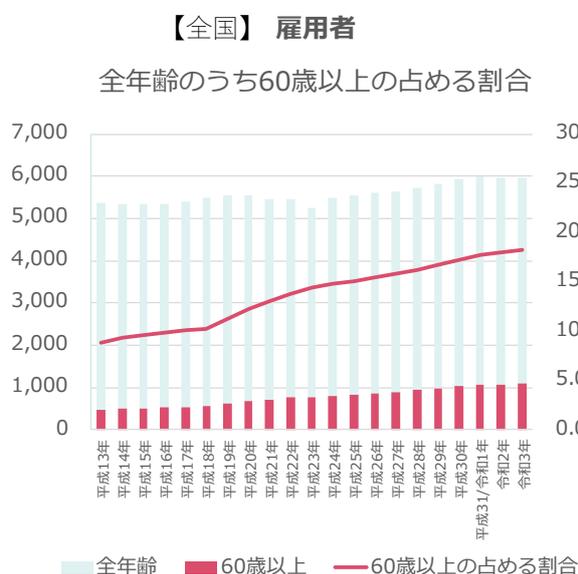
死傷災害の増加については、

- ① 60歳以上の高年齢労働者の死傷者数が増加傾向にあること
- ② 特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない、労働者の作業行動に起因する労働災害が増加していること
- ③ 安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業場において労働災害が多く発生しており、その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること

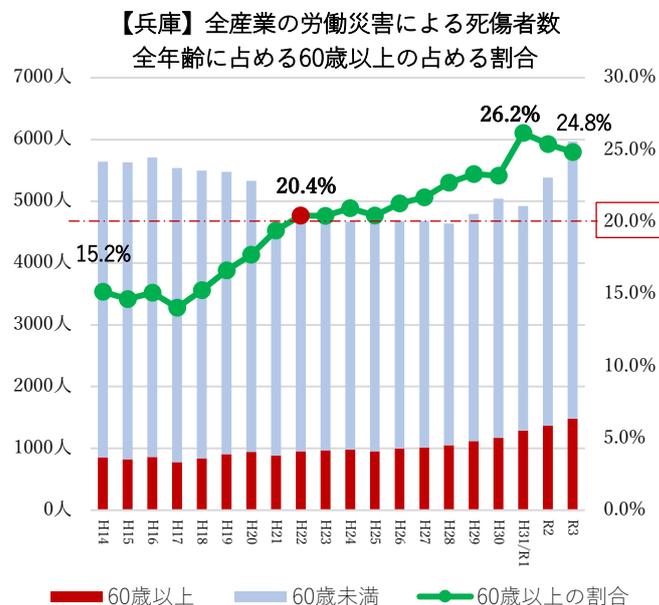
等、様々な要因が考えられる。

上記の①に関しては、全年齢に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は、右肩上がり増加しており、平成22年以降のデータでは2割超の状況が継続している。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により被災確率が高く、その結果、令和3年の60歳以上の高年齢労働者の休業4日以上死傷者数の全年齢に占める割合は約25%となっていることに加え、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっている。このため、高年齢労働者が安心して働ける環境づくりが必要である。

上記の②に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止方策を追求し、取組を促進することが必要である。

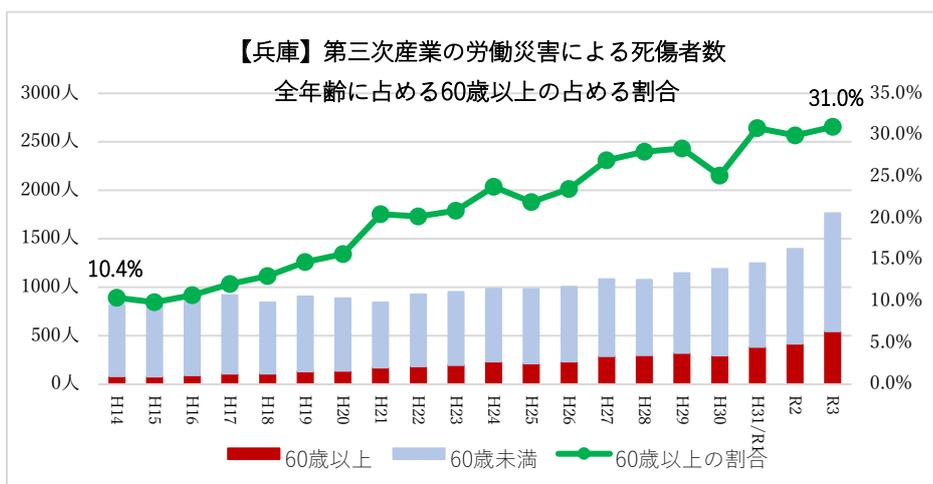


資料出所：労働力調査（総務省）における年齢別雇用者数（役員を含む。）  
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。



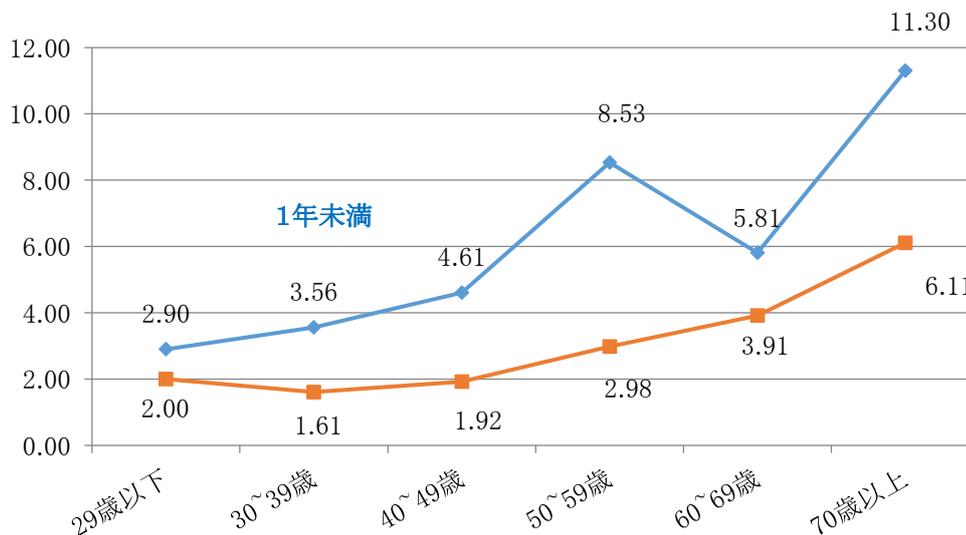
資料出所 労働者死傷病報告（確定）

上記の③に関しては、産業構造の変化に伴う労働移動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や飲食業等におけるサービス内容の変更に伴い、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられる。全国における年齢別・経験期間別死傷年千人率を見ても、経験年数が1年未満の労働者は、経験年数が1年以上の労働者に比べて高く、特に50～59歳の年齢階層で見た場合は3倍近い差が出ている。これらの状況に鑑みれば、第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。



資料出所 労働者死傷病報告 (確定)

【全国】年齢別・経験期間別 死傷年千人率(労働者死傷病報告)



一方で、例えば平成30年「労働安全衛生調査(実態調査)」(厚生労働省)によると、安全衛生管理の水準が低下したと答えた卸業及び小売業の事業場において、その低下の理由については「経営環境の悪化で、安全衛生に十分な人員・予算を割けな

い(29.0%)」「正社員以外の労働者が増えたため、管理が難しくなっている(28.7%)」となっている。

また、平成29年「労働安全衛生調査(実態調査)」(厚生労働省)によると、卸売業及び小売業の事業場において正社員以外(派遣労働者を除く。)の労働者を過去1年間における安全衛生活動に参加させた割合は6割(59.0%)にとどまり、その理由として、危険な作業に従事していないことのほか、「安全衛生活動を特に実施していない(17.5%)」、「勤務中に作業以外の活動を行わせる余裕がない(17.5%)」、「勤務時間帯、曜日がばらばらのため(16.7%)」となっている。

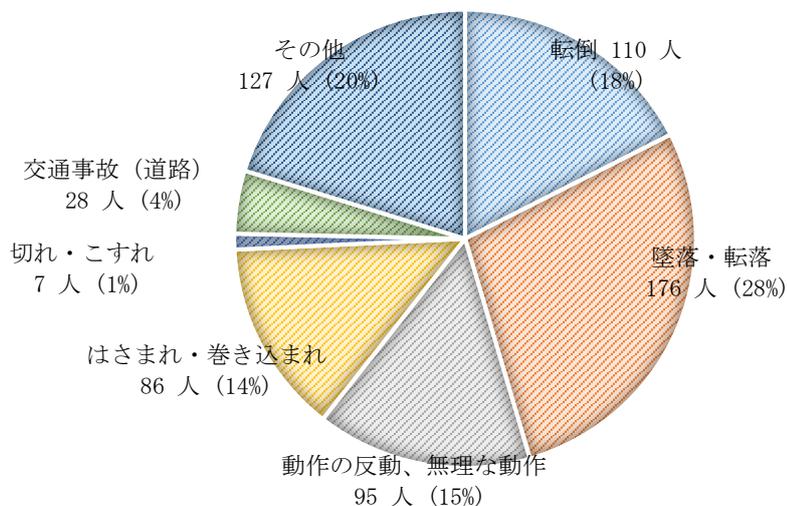
このように厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況がある。さらに、企業・事業場においては、世界的な原油価格高騰や物流コストの上昇、消費者・利用者へのサービス向上等の観点から、製造、物流等において少人数でより効率的・効果的に、短い納期で業務を実施・処理することが求められていることも、労働災害増加の要因の一つと考えられる。

しかしながら、いかなる経営状況であろうと安全衛生対策に真摯に取り組む必要がある。

さらに、自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備として投資を行い、事業者と労働者が共に成長し価値を生み出すとの人的資本の考え方に照らし、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの理解が進めば、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが期待できる。

また、陸上貨物運送事業において、荷役作業中等の「墜落・転落」が全数の約3割を占め、最多となっている。荷役作業の際の墜落・転落災害防止対策の強化をはじめ、荷役作業の実態を踏まえた安全衛生対策の強化が必要である。

#### 【兵庫】令和3年陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷者数(事故の型別)(コロナ除く)



資料出所 労働者死傷病報告(確定)

### (3) 労働者の健康確保を巡る動向と対策の方向性

#### ア メンタルヘルス対策関係

令和3年「労働安全衛生調査（実態調査）」（厚生労働省）によると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合については、使用する労働者数50人以上の事業場では取組率が94.4%であるが、使用する労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、30～49人で70.7%、10～29人で49.6%となっており、特に使用する労働者数30人未満の事業場において、メンタルヘルス対策への取組が低調となっている。

また、精神障害等による労災請求件数及び認定件数は増加傾向にある。

なお、使用する労働者数50人未満の事業場において、メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由については、令和2年「労働安全衛生調査（実態調査）」（厚生労働省）によると、①該当する労働者がいない（44.0%）、②取組方が分からない（33.8%）、③専門スタッフがいらない（26.3%）となっており、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

#### イ 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）及び関係法令の施行等により各種の取組が進められたところであるが、そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって尊い生命が失われる等、痛ましい事態が今もなお後を絶たない状況にあり、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）により、令和3年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、対策をより一層推進する必要がある。

具体的には、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は、緩やかに減少（令和3年：8.8%（労働力調査））しているものの、依然として過重労働により脳・心臓疾患を発症したとして労災認定される事案が発生しており、引き続き、時間外・休日労働時間<sup>\*</sup>を削減する必要がある。

（<sup>\*</sup>休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間）

また、年次有給休暇の取得率は、増加傾向（令和3年：58.3%（就労条件総合調査））にあるが、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。

さらに、勤務間インターバル制度を導入している企業の割合も同様に増加傾向（令和4年：5.8%（就労条件総合調査））にあるが、引き続き、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

## ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、テレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応等、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

さらに、産業医の選任義務のない使用する労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

労働力人口における通院者の割合が増加（平成 31 年：36.8%（国民生活基礎調査））を続ける一方で、治療と仕事を両立できる取組（通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討、両立支援に関する制度の整備等）を行っている事業場の割合は、41.1%（令和 3 年「労働安全衛生調査（実態調査）」（厚生労働省））であり、事業場規模が小さい程、その取組の割合も低くなっている。

疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が重要となっている。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

### （4）化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

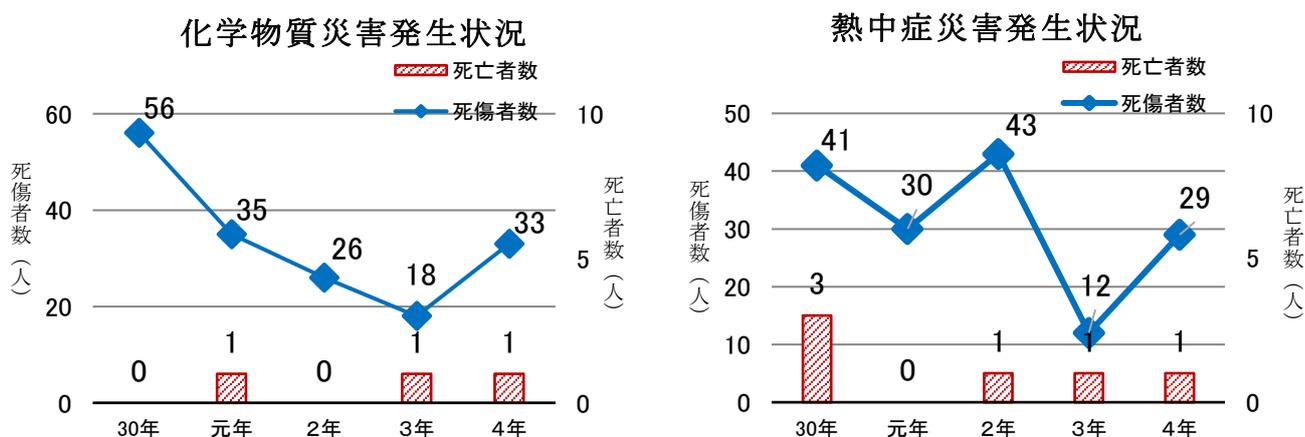
化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）は、兵庫県内で過去 5 年間に於いて、年間平均 33 件発生しており、業種別には、製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も発生している。

また、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、これら化学物質による労働災害全体の約 8 割を占めていることから、事業場の化学物質対策の取組として、危険性又は有害性等を有するとされる化学物質全てについて、ラベル表示、SDS 交付、リスクアセスメントを実施する必要があり、今後、個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制が施行を迎えることから、その定着が必要となっている。

2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要となっている。

さらに、じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、また、熱中症による死亡災害も毎年のように発生している。

騒音性難聴の労災認定件数も、長期的には減少しているものの、これら職業性疾病の予防対策について更なる取組の推進が必要である。



資料出所 労働者死傷病報告（確定）

### (5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生対策に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。

そのための具体的な方策として、国や安全衛生の指導を行う安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行う際に、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組

・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットなどを説明することも有効であると考えられる。

### 3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### 4. 重点事項ごとの具体的取組（別紙1のとおり）

## 重点事項ごとの具体的取組

別紙 1

### 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

| (1) 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備 |  |  |         |
|----------------------------------|--|--|---------|
| アウトプット指標                         | 局署の取組事項  | 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと<br>(以下「事業者の取組事項」という。)   | アウトカム指標 |
|                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者による自発的な安全衛生対策の取り組みを行うことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることをあらゆる機会に周知する。</li> <li>・ 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」、「健康経営優良法人認定制度」等、安全衛生に関する当該制度を導入する事業場を広く周知する。</li> <li>・ 事業場に対して安全衛生対策に関する指導・助言等を行う際、法令の説明に留まることなく、次に掲げる事項も広く周知啓発を行う。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組</li> <li>② エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果</li> <li>③ DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組</li> </ul> </li> <li>・ 労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。また、労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営首脳者による安全衛生方針を表明し、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発に努める。</li> <li>・ 安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。</li> <li>・ 当局や労働災害防止団体が行う労働災害防止対策への積極的な参加並びに労働安全衛生コンサルタント等の活用により、自社の安全衛生活動を推進する。</li> </ul> |         |

## 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

| (1) 転倒災害防止対策 (STOP! 転倒災害プロジェクト)                              |   |   |   |
|--|---|---|---|
| アウトプット指標   | 局署の取組事項   | 事業者の取組事項  | アウトカム指標   |
| <p>① 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「STOP! 転倒災害プロジェクト」及び「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえた取組の普及促進を図る。</li> <li>4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動や注意喚起を促すステッカーの掲示等、「危険の見える化」の普及促進を図る。</li> <li>作業内容に適した耐滑性能を有する作業靴やトゥスプリングなどの躓き難い作業靴の普及促進を図る。</li> <li>加齢に伴う身体機能の低下により、転倒災害の発生リスクが高まることを踏まえ、転倒予防体操の周知・啓発を行う。</li> <li>「転倒予防の日」に転倒予防の取組を周知・啓発する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「STOP! 転倒災害プロジェクト」、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。</li> <li>「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」等の各種教育資料を活用した安全衛生教育や研修を通じて、転倒災害の危険性や防止方法についての認識を高め、職場環境の改善等の取組を進める。</li> <li>転倒災害の発生状況や発生原因を分析し、ハード面（床面の滑りやすさ、段差、階段、手すり等の設備）とソフト面（作業方法、靴や衣服の選択、身体機能の維持等の行動）の両面からの転倒災害予防対策に取り組む。</li> <li>転倒災害の危険性を可視化するため、掲示物の設置、転倒危険マップの掲示、チェックリストの作成、その他転倒災害の防止に資する装備・設備（滑り止めシート、手すり、踏み台など）を導入する。</li> <li>筋力等を維持し転倒を予防するための運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。</li> </ul> | <p>① 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</p> <p>② 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。</p> |

| (2) 安全衛生教育の徹底  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| アウトプット指標   | 局署の取組事項  | 事業者の取組事項   | アウトカム指標   |
| ② 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第三次産業の実態に即した基本的な労働災害防止対策啓発ツール（リーフレット、動画、マニュアル等）の活用を推進する。</li> <li>未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアルを雇入れ時や作業内容変更時等に活用するよう普及促進を図る。</li> <li>多店舗展開企業にあつては、本社・本部と店舗・施設における労働災害防止のための取組を促進するため、役割に応じた全社的な安全衛生活動の推進を図る「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を周知する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>正社員及び正社員以外の労働者も含めた全ての労働者（以下「全労働者」という。）に対する安全衛生教育の実施を徹底する。</li> <li>全労働者に対して、ポスター、チラシ、メール等を活用し、安全衛生教育の目的（対象者、日程、方法等）、必要性を明確に伝える。</li> <li>教育の内容や方法を、事業場の実情や正社員以外のニーズに合わせ、オンラインや動画などの遠隔教育を導入する等、全労働者が教育を受ける機会を得られるよう、安全衛生教育の実施率の向上に努める。</li> <li>全労働者に対して、教育修了証や資格認定証の発行、優秀な参加者を表彰する等、安全衛生教育の実施率の向上に努める。</li> <li>教育後にアンケートやテストを実施し、参加者の満足度や理解度を図る。また、教育の効果や成果を評価し、教育内容を定期的に見直し、改善点や課題を把握する。</li> </ul> | 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 |

| (3) 腰痛予防対策                    |   |   |                            |
|-------------------------------|---|---|----------------------------|
| アウトプット指標                      | 局署の取組事項   | 事業者の取組事項  | アウトカム指標                    |
| 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場 | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器、福祉用具等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇用時等における安全衛生教育の実施を徹底する。</li> </ul> | 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人 |

|   |   |   |                                       |
|---|---|---|---------------------------------------|
| <p>の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。</p> | <p>の導入による作業の省力化と腰痛予防対策の普及促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 職場における腰痛予防対策指針（平成 25 年改正）の周知啓発を実施する。</li> <li>• 職場の危険の見える化実践マニュアル（社会福祉施設）の普及及び指導での活用を図る。</li> <li>• エイジフレンドリー補助金の活用を勧奨する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 介護機器、福祉用具等の導入による作業の省力化と腰痛予防に取り組む。</li> <li>• 職場における腰痛予防対策指針（平成 25 年改正）に基づき、作業態様に応じた腰痛予防対策を適切に実施する。</li> <li>• エイジフレンドリー補助金について必要に応じて活用する。</li> </ul> | <p>率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。</p> |
|---|---|---|---------------------------------------|

### 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

| 高年齢労働者の労働災害防止対策   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| アウトプット指標  | 局署の取組事項   | 事業者の取組事項  | アウトカム指標  |
| <p>エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を推進する。</li> <li>高年齢労働者において多発する傾向にある行動災害を防止するため、「STOP!転倒災害プロジェクト」を踏まえた有効な転倒災害防止対策を周知する。</li> <li>高年齢者の身体機能の低下に伴う労働災害を防止するため、「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」の活用に向けた普及啓発を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善、高年齢労働者の健康や体力の状況の把握と対応等に努める。</li> <li>高齢者の割合の高い職場は、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保等、施設の改善に取り組む。</li> <li>労働者は、事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、日常的な運動、食習慣の改善等による体力の維持と生活習慣の改善など自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。</li> <li>高年齢労働者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要するエイジフレンドリー補助金を活用する。</li> </ul> | <p>増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</p> |

#### 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

| (1) テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保 |   |   |         |
|----------------------------|---|---|---------|
| アウトプット指標                   | 局署の取組事項   | 事業者の取組事項  | アウトカム指標 |
|                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な労務管理のもとで、テレワークの導入・定着が促進されるよう、テレワーク相談センターにおける個別相談対応や事業主向けセミナーについて周知する。<br/>また、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン（平成30年2月策定・令和3年3月改定）」の周知及び「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」による中小企業支援を行う。</li> <li>副業・兼業を行う労働者の健康確保を図るため、「副業・兼業の促進に関するガイドライン（平成30年1月31日策定）」の周知を行う。また、副業・兼業を行う労働者が自身の労働時間や健康状態を管理するためのアプリ（マルチジョブ健康管理ツール）について周知する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、労働者用及び事業者用のチェックリストを活用し、労使で十分に話し合いを行い、良質なテレワークの導入と実施に取り組む。<br/>また、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を必要に応じて活用する。</li> <li>「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づき、労働者の健康確保に取り組む。<br/>また、副業・兼業を行う労働者が自身の労働時間や健康状態を管理するためのアプリ（マルチジョブ健康管理ツール）を必要に応じて活用する。</li> </ul> |         |

| (2) 外国人労働者の労働災害防止対策   |   |  |   |
|---|---|--|---|
| アウトプット指標  | 局署の取組事項   | 事業者の取組事項   | アウトカム指標                                 |
| <p>母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者を雇用する事業場に対して、労働災害防止に関する標識や絵表示等の掲示について周知し、併せて厚生労働省が作成した母国語に翻訳された視聴覚教材や安全衛生教育マニュアルの活用について周知を行う。</li> <li>技能実習生については、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための指導を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者が安全衛生の基本的な知識や作業ごとの危険性等について理解が出来るよう母国語に翻訳された視聴覚教材や安全衛生教育マニュアル等を活用する。</li> <li>外国人労働者を雇用する事業主や外国人労働者自身が、安全衛生教育や労働災害防止対策について、無料で相談できる外国人在留支援センター安全衛生班等の相談窓口を利用する。</li> <li>外国人労働者が必要な日本語や基本的な作業の合図を習得できるよう、日本語教育等を実施する。</li> </ul> | <p>外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。</p> |

## 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

| 個人事業者等に対する安全衛生対策 |   |  |         |
|------------------|---|--|---------|
| アウトプット指標         | 局署の取組事項   | 事業者の取組事項   | アウトカム指標 |
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>法第 22 条の規定に関連する省令について、同じ場所で作業を行う個人事業主や一人親方等（以下「個人事業者等」という。）も労働者と同等の保護措置を講ずる必要があることの周知を行う。</li> <li>個人事業者等が所属する業界団体や協同組合などと連携し、保護措置に関する内容や具体的な安全衛生対策の取組について普及・啓発を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>建設現場及び生産現場においては、労働者だけでなく、個人事業者等を含め、安全衛生に関する措置を統一的に実施する。</li> <li>個人事業者等に対する安全及び健康への配慮、業務の特性や作業の実態を踏まえ、安全衛生に関する知識習得等についての援助を行う。</li> </ul> |         |

## 6 業種別の労働災害防止対策の推進

| (1) 業種横断的な労働災害防止対策（兵庫リスク低減MS運動（Ⅱ期）） |  |  |         |
|-------------------------------------|--|--|---------|
| アウトプット指標                            | 局署の取組事項  | 事業者の取組事項   | アウトカム指標 |
|                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働災害防止団体と連携し、中小企業等の安全衛生水準を向上するため、「兵庫リスク低減MS運動（Ⅱ期）」を積極的に周知し、経営首脳者における安全衛生方針の表明や残留リスク管理等に取り組むことが出来るよう指導を行う。</li> <li>リスクアセスメント（作業場所や作業内容に応じて、労働者が受ける可能性のある危険や有害な影響を事前に特定し、その重大度や発生確率を評価し、必要な対策を計画・実施・評価するプロセス）の取組について指導する。</li> <li>リスクアセスメントを繰り返し実施することにより、残留リスクを低減する取組を指導する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>経営首脳者における安全衛生方針を表明し、PDCAサイクルによる安全衛生管理に努めることにより、リスクアセスメントを繰り返し実施し、残留リスクの低減に取り組む。</li> <li>リスクアセスメントの結果や対策の内容を文書化し、関係者間で共有するとともに、定期的に見直しや改善を行う。</li> <li>リスクアセスメントに関する教育や啓発活動を行い、労働者や関係者の理解と意識向上を図る。</li> <li>非定常作業におけるリスクアセスメントに取り組む。</li> </ul> |         |

| (2) 陸上貨物運送業対策  |   |   |  |
|--|---|---|--|
| アウトプット指標   | 局署の取組事項   | 事業者の取組事項  | アウトカム指標                                    |
| 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を | <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」を周知し、荷役作業時の墜落・転落災害の防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を推進する。</li> <li>陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地内において発生している実態等に対応するため、「安全作業連絡書」の普及を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、荷役作業時の墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。</li> <li>陸上貨物運送事業者と荷主等との間で、荷役作業における労働災害防止に関する安全衛生協議組織を設置し、定期的に協議を行う。</li> </ul> | 陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。 |

|                                  |   |  |  |
|----------------------------------|---|--|--|
| <p>含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携することにより、荷役機械等の安全な使用方法を周知する。</li> <li>昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大、テールゲートリフターによる荷役作業に従事する者の特別教育の義務化等を内容とする改正労働安全衛生規則の周知を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>荷役作業におけるリスクアセスメントを実施することにより、危険性や有害性の高い作業や場所を特定し、優先的に改善策を講じる。</li> <li>荷役作業に関する安全衛生教育を定期的実施し、陸上貨物運送事業者と荷主等における労働者の安全意識や技能の向上を図る。</li> <li>モデル運送契約書の活用による安全な作業環境の整備、走行や荷役作業に負担のかからない適正な発注条件の確保を徹底する。</li> </ul> |  |
|----------------------------------|---|--|--|

| (3) 建設業対策   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| アウトプット指標  | 局署の取組事項  | 事業者の取組事項  | アウトカム指標                                       |
| <p>墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事の設計段階から、施工作業の危険性を低減するため、建設業のリスクアセスメントの普及を促進する。</li> <li>「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の普及促進を図る。</li> <li>改正労働安全衛生規則に基づく足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲等、墜落・転落災害防止対策の周知・啓発を行う。</li> <li>地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。</li> <li>建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）に基づ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>墜落・転落災害防止対策の徹底を図るため、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。</li> <li>リスクアセスメントに関する教育や啓発活動を行い、労働者や関係者の理解と意識向上を図る。</li> <li>「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」を実施する。</li> <li>改正労働安全衛生規則に基づく本足場の設置、指名者による足場の点検を確実に実施する。</li> <li>建設工事に従事する労働者に対する安全衛</li> </ul> | <p>建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。</p> |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  | <p>き、国土交通省との緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。</p> | <p>生教育の確実な実施、労働災害防止に関する標識、掲示等の「危険の見える化」の普及等、建設現場における統括安全衛生管理に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において、足場の設置が困難な場合における適切な墜落制止器具の取付設備の設置とフルハーネス型墜落制止器具の使用を徹底する。</li> </ul> |  |
|--|--|---|--|

| (4) 製造業対策  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| アウトプット指標   | 局署の取組事項   | 事業者の取組事項   | アウトカム指標   |
| <p>機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が発生した事業場に対し、原因の究明と機械設備の本質安全化及び防護措置（停止と隔離）について重点的に推進する。</li> <li>・ 機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善の促進を図る。</li> <li>・ 非定常作業におけるリスクアセスメントの普及促進を図る。</li> <li>・ 労働災害防止団体等と連携し、各地区労働基準協会における分科会活動や地域に所在する労働災害防止団体の各分会が行うリスクアセスメント研修会等の労働災害防止活動について、指導、援助を行う。</li> <li>・ 労働災害防止団体等が行う各種支援事業について、活用されるよう普及啓発する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）に基づき、機械の製造者、使用者の立場に応じたリスクアセスメントを適切に取り組む。また、機械等の製造者は、製造時のリスクアセスメントによる残留リスク情報を機械等の使用者へ確実に提供するよう努める。</li> <li>・ 機械の掃除・給油・検査・修理等の非定常作業を行う場合におけるリスクアセスメントを実施する。</li> <li>・ 機械の危険箇所の防護措置を重点的に実施し、はさまれ・巻き込まれの危険性、機械の操作方法・停止方法、緊急時の対応などの教育訓練を行う。</li> <li>・ はさまれ・巻き込まれ災害に関する危険感受性向上教育、災害事例を基にした類似災害を防止するための教育訓練に取組み、安全の見える</li> </ul> | <p>製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。</p> |

|  |  |          |  |
|--|--|----------|--|
|  |  | 化等を推進する。 |  |
|--|--|----------|--|

| (5) 林業対策  |  |   |                                       |
|---|--|---|---------------------------------------|
| アウトプット指標  | 局署の取組事項  | 事業者の取組事項  | アウトカム指標                               |
| 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和2年1月31日付け基発0131号第1号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。</li> <li>「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう周知する。</li> <li>森林管理署や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関の協力を努める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。</li> <li>伐木等作業に従事する労働者に対して、チェーンソーの適切な取扱い方法や保護具等の着用方法、作業計画の作成方法などを教育・訓練する。</li> <li>伐木等作業開始前は、作業範囲や立木の状況、地形や地質、埋設物や架空線の有無などについて調査・記録を行う。</li> </ul> | 林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。 |

| (6) 第三次産業対策(兵庫SAFE協議会「小売業・介護施設」) |  |   |         |
|----------------------------------|--|---|---------|
| アウトプット指標                         | 局署の取組事項  | 事業者の取組事項  | アウトカム指標 |
|                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「兵庫SAFE協議会(小売業)」、「兵庫SAFE協議会(介護施設)」の開催により、企業間における労働災害防止の取組、好事例の共有によって、行動災害の防止対策を探り、有用な安全衛生情報を積極的に広報する。</li> <li>「兵庫SAFE育成支援」に取り組む事業場へ積極的に支援を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「兵庫SAFE協議会(小売業)」、「兵庫SAFE協議会(介護施設)」の開催、労働災害防止の取組及び好事例の共有に協力する。</li> <li>「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に取り組み、本社と店舗等の役割に応じた安全衛生活動等を実施する。</li> </ul> |         |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、KY活動等による危険感受性の向上に取り組む。</li> <li>・ 「商業向け未熟練労働者に対する安衛生教育マニュアル」、「小売業、社会福祉施設向けリスクアセスメント実施マニュアル」及び「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」の周知及び活用を図る。</li> <li>・ 中央労働災害防止協会が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」や労働安全・衛生コンサルタント等の活用促進に努める。</li> <li>・ 県や市町等が行う介護事業者に対する研修会や指導においての連携に努める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4S活動・KY活動の実施による転倒災害等の防止対策に取り組む。</li> <li>・ リスクアセスメントを実施する。</li> <li>・ 雇入れ時や作業内容変更等における安全衛生教育を徹底する。</li> </ul> |  |
|--|--|--|--|

## 7 労働者の健康確保対策の推進

| (1) メンタルヘルス対策   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| アウトプット指標  | 局署の取組事項   | 事業者の取組事項  | アウトカム指標   |
| <p>① メンタルヘルス対策（50人以上）に取り組む事業場の割合を2027年までに100%を目指す。</p> <p>② 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）に基づく対策の普及促進を図る。</li> <li>ストレスチェックの実施、その結果を基にした集団分析及び集団分析を活用した職場環境の改善を促進する。<br/>なお、集団分析を活用した職場環境改善支援について、中小企業等の産業保健活動の支援を行うことを目的とする団体経由産業保健活動推進助成金の活用を併せて周知する。</li> <li>「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づく、ハラスメント防止対策の推進を図る。</li> <li>メンタルヘルス対策の取組が進んでいない労働者数50人未満の事業場を中心に、取組に対する支援等を行うため、兵庫産業保健総合支援センターが行うメンタルヘルス対策支援、研修会・セミナーの活用及び研修ツールや好事例等が掲載されているポータルサイト「こころの耳」の活用について周知する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者数50人以上の事業場においては、確実にストレスチェックを実施する。<br/>さらに、その結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善に取り組む。</li> <li>労働者数50人未満の事業場においては、ストレスチェックの実施、その結果を基にした集団分析及び集団分析を活用した職場環境の改善に努める。<br/>また、必要に応じて、職場環境改善支援の団体経由産業保健活動推進助成金を活用する。</li> <li>「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。</li> <li>左記の事業場外資源を必要に応じて有効活用し、労働者の心身両面にわたる健康確保に取り組む。</li> </ul> | <p>自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。</p> |

| (2) 過重労働対策   |  |   |   |
|--|--|---|---|
| アウトプット指標   | 局署の取組事項  | 事業者の取組事項  | アウトカム指標   |
| <p>① 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。</p> <p>② 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>年次有給休暇の取得及び長時間労働の抑制について、労働衛生週間及び準備期間を中心に、監督部署と連携の上集中的な広報を実施し、特に、勤務間インターバル制度の導入、働き方改革推進支援助成金、働き方・休み方改善コンサルタントの活用及び企業の好事例・運用マニュアルの周知を図る。</li> <li>長時間労働により健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）及び関係法令、「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）に基づき、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるよう、周知、指導を行う。</li> <li>長時間労働による健康確保措置を適切に実施する観点から、産業医の活動環境の整備、産業医等に対する労働者の健康管理等に必要な情報提供、健康相談の体制整備、健康情報の適正な取扱い、労働時間の状況の把握、労働者への労働時間に関する情報の通知、衛生委員会の調査審議等が適切に実施されるよう周知、指導を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）に基づき、次の措置を行う。</li> <li>時間外労働・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 年次有給休暇の確実な取得の促進</li> <li>② 勤務間インターバル制度の導入等、労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号）に基づく、労働時間等の設定を改善する。</li> </ul> </li> <li>労働者の健康を確保するため、産業医に対して、労働者の健康管理等を適切に行うための必要な情報を提供するとともに、労働者が産業医に直接相談できるようにするための環境整備を図り労働者に周知する。<br/>また、長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。</li> <li>中小企業を支援する「兵庫働き方改革推進支援センター」や「働き方改革推進支援助成金」、必要に応じて、「働き方・休み方改善コンサルタント」を活用する。</li> </ul> | <p>週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。</p> |

| (3) 産業保健活動の推進   |  |  |         |
|---|--|--|---------|
| アウトプット指標  | 局署の取組事項  | 事業者の取組事項   | アウトカム指標 |
| <p>各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月策定・令和4年3月最終改定）に基づき、事業者は、事業場内の産業保健スタッフや医療保険者等の事業場外資源との連携を図り、労働者の健康保持増進に努めるよう周知を図る。</li> <li>なお、労働者の健康保持増進の取組については、兵庫産業保健総合支援センターが行う相談支援や研修会・セミナー等の活用を併せて周知する。</li> <li>また、医療保険者との連携（コラボヘルス）について、事業者はコラボヘルスに取り組むために、安衛法に基づく定期健康診断結果を医療保険者に提供する必要がありこと及びコラボヘルスのための取組に関する経費の一部を補助するエイジフレンドリー補助金について、毎年9月の「職場の健康診断実施強化月間」の機会等を通じて周知する。</li> <li>病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備するため、県内の関係機関を構成員とする「兵庫県地域両立支援推進チーム」や推進チーム内のワーキンググループの活動等を通して、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和4年3月改正）の周知を行い、地域における両立支援の促進を図る。</li> </ul> <p>③ 中小企業等の産業保健活動を支援するた</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業場において、産業保健活動を行うための必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。</li> <li>また、医療保険者との連携（コラボヘルス）に取り組むために、安衛法に基づく定期健康診断結果を医療保険者に提供するとともに、必要に応じてエイジフレンドリー補助金を活用する。</li> <li>治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修の実施等、環境整備に取り組む。</li> <li>また、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、事業場内外との連携を図る。</li> <li>左記の産業保健活動の支援について、必要に応じて有効活用し、労働者の心身両面にわたる健康確保に取り組む。</li> </ul> |         |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  | め、兵庫産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター並びに団体経由産業保健活動推進助成金等の周知を行う。 |  |  |
|--|--|--|--|

## 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

| (1) 化学物質による健康障害防止対策  |   |   |  |
|--|---|---|--|
| アウトプット指標   | 局署の取組事項   | 事業者の取組事項  | アウトカム指標  |
| <p>① 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。</p> <p>② 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生規則等の改正による「新たな化学物質規制」の円滑な施行に向けて周知・徹底を図る。</li> <li>化学物質に関するラベル表示・安全データシート（SDS）交付の徹底と化学物質に係るリスクアセスメントの実施等、「ラベルでアクション」プロジェクトの周知・徹底を図る。</li> <li>厚生労働省委託事業を通じた化学物質管理に係る相談窓口、訪問指導、リスクアセスメント実施支援等の周知を図る。</li> <li>「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」の周知啓発を図る。</li> <li>局において、災防団体及び関係団体と連携し、管内の事業者に対し「化学物質管理者講習」及び「保護具着用管理責任者講習」の受講機会を提供する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクアセスメント対象物質を製造する事業場は、化学物質管理者を選任し、以下の事項を適切に実施する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>製造時等におけるリスクアセスメントの実施</li> <li>リスクアセスメントの結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施</li> <li>譲渡提供時のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の実施</li> </ol> </li> <li>リスクアセスメント対象物質を取り扱う事業場（製造以外の事業場）は、化学物質管理者を選任し、以下の事項を適切に実施する             <ol style="list-style-type: none"> <li>入手した安全データシート（SDS）の確認</li> <li>安全データシート（SDS）に基づくリスクアセスメントの実施</li> <li>リスクアセスメント結果に基づく自律的なばく露防止措置の実施</li> <li>労働者へのリスクアセスメント結果の周知及び教育の実施</li> <li>リスクアセスメント結果の記録の作成及び保存</li> </ol> </li> <li>リスクアセスメントに基づく措置として、労働者に保護具を使用させる事業場は、保護具着用管理責任者を選任し、以下の事項を適切に実施する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>保護具の適正な選択</li> </ol> </li> </ul> | <p>化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。</p> |

|                       |  |                                |  |
|-----------------------|--|--------------------------------|--|
| の割合を2027年までに80%以上とする。 |  | ② 保護具の適正な使用確認<br>③ 保護具の適正な保守管理 |  |
|-----------------------|--|--------------------------------|--|

| (2) 石綿による健康障害防止対策 |  |   |         |
|-------------------|--|---|---------|
| アウトプット指標          | 局署の取組事項  | 事業者の取組事項  | アウトカム指標 |
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解体・改修工事における石綿障害予防規則、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に基づく措置の徹底を図る。</li> <li>・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨と修了者等による事前調査の徹底を図る。</li> <li>・ 解体・改修工事の発注者による取組を強化するため、地方公共団体等との連携や発注者の配慮義務に係る周知、要請等を実施する。</li> <li>・ 再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等のための建設リサイクル法に関する一斉パトロールを実施する。</li> <li>・ 石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止について周知徹底を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解体・改修工事における石綿障害予防規則、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に基づく措置を適切に実施する。</li> <li>・ 建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査の確実な実施、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。</li> <li>・ 解体・改修工事の発注者において、適正な石綿ばく露防止対策を講ずるための必要な情報提供・費用等、発注条件についての配慮を行う。</li> <li>・ 石綿代替製品等を輸入しようとする場合には、その製品について、石綿を含有していないことを確実に確認する。</li> </ul> |         |

| (3) 粉じんによる健康障害防止対策 |   |   |         |
|--------------------|---|---|---------|
| アウトプット指標           | 局署の取組事項   | 事業者の取組事項  | アウトカム指標 |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>粉じん障害予防規則及び「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく、事業者が講ずべき措置の徹底を図る。<br/>特に、保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底を図る。</li> <li>トンネル工事における「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の周知啓発を図る。</li> <li>「兵庫労働局第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画」に基づき、災防団体、関係団体に対して、周知及び協力要請を行う。<br/>署においても、5か年計画に基づき、管内の課題解消に向けた効果的かつ効率的な指導及び周知啓発を実施する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>粉じん障害予防規則及び「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく措置を適切に実施する。<br/>特に、保護具着用管理責任者を選任するとともに、呼吸用保護具を適正に選択し使用する。</li> <li>トンネル工事における「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく措置を適切に実施する。</li> </ul> |         |

| (4) 熱中症による健康障害防止対策                                       |   |   |  |
|--|---|---|--|
| アウトプット指標   | 局署の取組事項   | 事業者の取組事項  | アウトカム指標  |
| 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく措置の徹底を図る。</li> <li>JIS規格に適合したWBGT指数計の使用を促進し、WBGT値（暑さ指数）の把握とWBGT値に応じた作業環境管理、作業管理の徹底を図る。</li> <li>熱中症予防対策について、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」取組期間に地方公共団体、関係団体等と連携し、周知啓発を図る。</li> <li>建設工事の発注者による取組を強化するため、地方公共団体等に対し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく措置の周知、要請等を実施する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者と協力し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく措置を適切に実施する。</li> <li>JIS規格に適合したWBGT指数計を使用し、WBGT値（暑さ指数）の把握とWBGT値に応じた作業環境管理、作業管理を適切に実施する。</li> <li>事業場の管理体制を整備するとともに、作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育を実施する。</li> </ul> | <p>増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。</p> <p>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</p> |

| (5) 騒音による健康障害防止対策 |  |   |         |
|-------------------|--|---|---------|
| アウトプット指標          | 局署の取組事項  | 事業者の取組事項  | アウトカム指標 |
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音障害防止のためのガイドライン（改正予定）の周知・指導・支援等を行う。<br/>特に、騒音障害防止対策の管理責任者の選任及び本ガイドラインにおける取組事項の徹底を図る。</li> <li>本ガイドラインについて、関係団体や業界団体等に対して、傘下会員への周知要請を行</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音障害防止のためのガイドライン（改正予定）に基づき、騒音作業場に応じた等価騒音レベルの測定、評価、措置を適切に実施し、その内容を記録する。<br/>特に、騒音障害防止対策の管理責任者を選任し、本ガイドラインに基づき、適切に取り組むことにより、騒音レベルの低減化を実施する。</li> </ul> |         |

|  |    |  |  |
|--|----|--|--|
|  | う。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音作業に常時従事する労働者への労働衛生教育を実施する。</li> </ul> |  |
|--|----|--|--|

| (6) 電離放射線による健康障害防止対策 |  |   |         |
|----------------------|--|---|---------|
| アウトプット指標             | 局署の取組事項  | 事業者の取組事項  | アウトカム指標 |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>電離放射線障害防止規則に基づく措置の徹底を図る。</li> <li>医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全マネジメントシステムを周知するとともに、電離放射線健康診断結果報告の内容に応じて、県と連携し、情報共有を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>電離放射線障害防止規則に基づく措置を適切に実施する。</li> <li>医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策を適切に実施する。</li> </ul> |         |